

令和4年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

令和4年6月16日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（17名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部長	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
産業振興課長	佐伯芳幸君	保育課長	関田孝志君
障害福祉課長	大法努君	介護保険課長	里見拓美君
教育総務課長	斎藤謙二郎君		

議事日程

第 1 第 38 号議案 令和 4 年度東大和市一般会計補正予算（第 3 号）

〔総務委員会審査報告 日程第 2～日程第 4〕

第 2 4 第 6 号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情

第 3 4 第 8 号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情

第 4 4 第 10 号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情

〔議会運営委員会審査報告 日程第 5～日程第 6〕

第 5 4 第 7 号陳情 議会に対する陳情書・請願書の受理通知の交付を求める陳情

第 6 4 第 9 号陳情 東大和市議会会議規則に「陳情」が請願と同じ権利であることを明らかにすべく改正することを求める陳情

第 7 委第 2 号議案 緊急事態に関する国会審議の促進を求める意見書

第 8 議第 6 号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程

第 9 議第 7 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 10 議第 8 号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

第 11 議第 9 号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

第 12 議第 10 号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例

第 13 陳情の付託

第 14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 14 まで

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 6月14日に、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る6月14日に、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

配付しておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案5件が提出されました。

そのうち、議第10号議案については、新設条例でありますことから、厚生文教委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査とすることといたしました。

議第10号議案以外の5件については、最終日に審議することといたしました。

また、6月13日、正午までに受理した陳情は3件で、それぞれ総務委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第38号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第1 第38号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第38号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国のコロナ禍における、原油価格・物価高騰等総合緊急対策により創設されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）を活用しまして、各款に計上しました新型コロナウイルス感染症対策事業の取組に一日も早く対応するため、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,441万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342億9,083万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は2億4,046万8,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額であります。

第19款の繰入金は4,605万3,000円の減額で、財政調整基金とりくずしの減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の民生費は6,490万円の増額、第7款の商工費は1億700万円の増額、第10款の教育費は2,251万5,000円の増額であります。それぞれ新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額または計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(神山 尚君) これより、事項別明細書を御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は2億4,046万8,000円の増額であります。国の総合緊急対策により創設されました、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分としての交付金を増額するものであります。

7ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は4,605万3,000円の減額であります。補正予算(第3号)の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを減額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は1億9,441万5,000円の増額で、補正後の予算額は342億9,083万8,000円となるものであります。

9ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

3款民生費は6,490万円の増額であります。

1項社会福祉費は3,620万円の増額であります。

3目老人福祉費、15の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、1,550万円の増額であります。燃料費や光熱費等の高騰に伴う負担を軽減するための、介護サービス事業所物価高騰対応助成金の計上であります。

4目障害者福祉費、14の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、2,070万円の増額であります。燃料費や光熱費等の高騰に伴う負担を軽減するための障害福祉サービス事業所物価高騰対応助成金の計上であります。

2項児童福祉費、2目児童措置費、10の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、2,870万円の増額であります。光熱費や食材料費等の高騰に伴う負担を軽減するための、保育施設等物価高騰対応助成金の計上であります。

11ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、1億700万円の増額であ

りますが、燃料費高騰の影響を受けた中小事業者等の支援をするための、中小企業者等燃料費支援事業補助金の計上であります。

13ページをお開きください。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、2,251万5,000円の計上ですが、学校給食の食材料費の高騰に伴う保護者の負担増を回避するため、私会計へ助成するための、学校給食食材料費高騰対応助成金の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は1億9,441万5,000円の増額で、補正後の予算額は342億9,083万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） 御説明、ありがとうございました。

では、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、補正予算書の6ページ及び8ページになると思いますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額と、財政調整基金とりくずしの減額について、今回の地方創生臨時交付金は、新たに、原油価格・物価高騰対応分が創設され、2億4,046万8,000円の増額となっておりますが、一方で、財政調整基金の取り崩し額を減額し、補正予算の総額は1億9,441万5,000円となっております。交付金を最大限活用した補正予算になるものというふうに考えておりますが、財政調整基金とりくずしが減額となっていることについて、どのように考えればいいのか、お伺いをいたします。

次に、補正予算書の9ページ、10ページになります。

老人福祉費の介護サービス事業所物価高騰対応助成金、また障害者福祉費の障害福祉サービス事業所物価高騰対応助成金について、事業内容と、対象施設はどれぐらいを想定してるのか、お伺いいたします。

次に、補正予算書、9ページ、10ページ、同じですね。2項の児童福祉費の10、新型コロナウイルス感染症対策事業費では、物価高騰対応助成金を計上しておりますが、その取組内容はどのようなものなのか、対象となる施設の想定を含めてお伺いいたします。

また、物価高騰等への対応に係る助成金について、園児1人当たり幾らの効果額になるのかも伺いをいたします。

次に、補正予算書、11、12ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費では、中小企業者等燃料費支援事業補助金を計上しておりますが、対象となることが見込まれる業種を含めて、その取組内容はどのようなものなのか、また事業として営む農業は対象になるのか、さらに光熱費についても、単価が上がっているものというふうに考えておりますが、電気代を対象に含めていないことについて、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

最後に、補正予算書の13、14ページ、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費では、学校給食食材料費高騰対応助成金を計上しておりますが、その取組内容はどのようなものなのか、また物価高騰等への対応にかかる助成金について、児童・生徒、一人当たり幾らの効果額になるのかをお伺いいたします。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書、6ページ、国庫支出金、また補正予算書の8ページの繰入金の関係で

ございます。

まず、地方創生臨時交付金につきましては、議員のおっしゃるとおり約2億4,000万円ほどの補正額となっておりますが、こちらの交付金を活用しまして、さきの本会議で議決をいただきました一般会計補正予算（第2号）におけます消費活性化事業の一般財源の一部として、組み替える形で財源充当をさせていただいているところでございます。

なお、消費活性化事業につきましては、現在のところ本年12月の実施を予定してございますが、東京都から報道発表がありました都の補正予算におきまして、東京都生活応援事業として125億円が計上されておりました、昨日、議決をされているところでございます。

詳細につきましては、今後になりますが、これを財源としまして活用することにより、新たに消費活性化事業が実施できる場合には、12月に実施を予定しております消費活性化事業については、9月に前倒しをして実施をしまして、新たに実施をする分の消費活性化事業については、この9月への前倒しを踏まえて別途、実施時期等を調整してまいりたいと考えているところでございます。

今後、都補助金の活用の可否等について確認をして、適宜、補正予算により対応したいと考えてございますので、その際の財源としましては、再度、財政調整基金を取り崩して、その財源として活用を図ることも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○介護保険課長（里見拓美君） 補正予算書、10ページ、介護サービス事業所物価高騰対応助成金及び障害者福祉サービス事業所物価高騰対応助成金につきまして御質疑いただきました。

事業内容であります、介護・障害福祉サービスは、高齢者や障害者の日常生活の維持に必要な不可欠なサービスであり、原油価格等の高騰により、これらの経費負担の増加が見込まれますことから、事業を継続するための財政的な支援として、一定の額の助成金を支給するものでございます。助成金につきましては、1事業所当たり20万円、または10万円を予定しております。

また、一つの法人において、複数のサービス種別の指定を受けている場合は、1法人当たり60万円を上限に助成金を支給する予定でございます。対象事業であります、介護サービス事業所につきましては、110事業所を想定しております。また障害福祉サービス事業所につきましては、70事業所を想定しております。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書、9、10ページ、保育施設等物価高騰対応助成金についてです。取組内容につきましては、市内保育施設などに対しまして、光熱水費や食材料費などの高騰による保育施設の負担を軽減することにより、安定的な保育施設の運営を支援することに加え、利用者の実費負担の増を抑制することを目的とした事業と考えてございます。

想定している施設につきましては、公立を除く認可保育園15施設、地域型保育事業5施設、家庭的保育事業2施設、認定こども園2施設、認可幼稚園2施設、認証保育所1施設、認可外保育施設3施設、病児・病後児保育事業1施設、計31施設としてございます。

また支払い額につきましては、施設の定員規模により想定しておりますが、園児1人当たりおおむね1万円程度となるものと見込んでございます。

以上でございます。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 補正予算書、11ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の中小企業者等

燃料費支援事業補助金について、3点の御質疑をいただきました。

1点目の中小企業者等燃料費支援事業補助金の概要につきましては、コロナ禍における燃料費高騰の影響を受けた事業者への支援事業として、東大和市商工会と連携を図り、燃料費支援を行うものでございます。対象となる燃料につきましては、軽油、灯油、重油、ガス、ガソリンとしております。対象事業者につきましては、東大和市内にある中小企業事業者、個人事業主で、一定期間において10万円以上の燃料費を支出している事業者としております。

支援額につきましては、支出した燃料費の額に応じて7区分を設定し、燃料代の約30%としております。具体的には、燃料費の合計額が10万円以上の場合は3万円の支援、16万円以上の場合は5万円の支援、33万円以上の場合は10万円の支援、50万円以上の場合は15万円の支援、66万円以上の場合は20万円支援、83万円以上の場合は25万円支援、100万円以上の場合は30万円の支援を考えております。

支援の上限額は、個人事業主については5万円を考えております。

また、燃料費の合計する対象期間につきましては、令和4年1月から7月までの7か月間としております。

申請期間につきましては、令和4年8月から9月までの2か月間を考えております。

2点目の御質疑です。市内農家を含む事業者につきましては、補助金の対象と考えております。

3点目に、電気に関することでございますが、ほぼ全ての事業者で広く使用されているものでありますが、今回、商工会を通じて、市内事業者にどのような影響があったのか、聞き取ったことなどを参考にいたしました。その上で、銭湯、クリーニング店、飲食店、製造業、運送業などに、特に影響があると思われる燃料に特化して補助対象としたものでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書、13ページ、14ページ、学校給食食材料費高騰対応助成金、こちらの取組内容についてでございますが、このたびの物価高騰に伴いまして、学校給食食材の価格についても高騰しており、献立の工夫を重ねているところではございますが、現在の給食費での運営が非常に厳しい状況となっております。本事業につきましては、臨時的給食費改定など、保護者の皆様の新たな負担増とならないように、国の交付金を活用するものでございます。このことによりまして、育ち盛りの子供たちの学校給食の質を維持できるものと考えてございます。

また、児童・生徒1人当たりの効果額につきましては、各学年により給食費が違いますことから、算出することは困難でございますが、単純に割り返しをいたしますと、1人当たり約3,200円となるところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁、ありがとうございます。

1点だけ、ちょっと確認をさせていただきます。

補正予算書の6ページ及び8ページになりますが、Pay Payキャンペーンについては、東京都の補正予算による補助金の活用が可能である場合には、12月に予定していた事業を9月に前倒しして実施することとございましたが、その場合、第9弾として新たに実施する時期については、事業の効果を見極めて実施していただきたいというふうに考えます。商工会や事業者との連携はどのようになっているのか、その点、お伺いをいたします。

また、他市では交付金を活用して、新生児分としての給付など、子育てに対する給付金の上乗せや横出し給

付などを行っておりますが、当市ではこの点についてどのような考えで検討を進めてきたのかお伺いをいたします。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 補正予算書、6ページ、8ページに関して、消費活性化事業、いわゆるPay Payポイント付与キャンペーンについてでございます。こちらの事業の第9弾の実施月につきましては、これまで7回実施した実績や効果があるということは評価をされていることから、商工会を通じまして事業者からの意見を参考に、市といたしましては、商工会と連携をしながら、より効果的な実施月の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書、6ページ、国庫支出金の交付金の活用関係等でございますが、今回の補正予算編成に当たりましての基本的な考え方につきましては、生活者支援と事業者支援でございますが、これらの支援を真に必要な方に、効果のある形で交付金を活用することを念頭に検討してまいりました。

1点目の生活者支援としましては、学校の私会計や保育施設等に助成をすることにより、給食費等への価格の転嫁を抑制し、結果として保護者負担の軽減を目指すものでございます。また、2号補正で計上しました消費活性化事業、さらに今後、東京都の補助を前提に追加実施を検討を行う消費活性化事業につきましても、生活者支援の側面があるものと考えているところでございます。

2点目の事業者支援としましては、新設された交付金のタイトルでございます原油価格・物価高騰対応を基本に据えてございます。本日、御審議いただいております中小企業者等燃料費支援事業、介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所に対する助成事業でありまして、主に燃料費の高騰に対応するための事業者支援でございます。

以上のような考えで予算編成をしてみいましたので、第2号補正で計上しました、例えば子育て世帯生活支援特別給付金の上乗せや、新生児分としての横出しの給付等は検討してございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

一つは、荒幡議員の指摘だと、6ページ、8ページのところですけれども、2億4,000万円、コロナ交付金に来て、そのうち4,600万円を財政調整基金に入れてるという関係で、これは2号補正で行った消費活性化事業を12月から9月に前倒し、この4,600万円は一旦基金に繰り入れてるけれども、その次の消費活性化事業の財源とするんだという理解でいいのか、そこをちょっと確認させてください。

それから、10ページの介護事業所と障害福祉事業所への助成金は、共産党も一貫して要求してきたものですが、現在の運営状況の厳しさをどのように見ているのか伺います。

それから、先ほどの御答弁で、1事業所当たり20万円または10万円ということで御説明ありましたが、2年前に行われたときには20万円、または10万円というのがなかったような気がするんですけど、このまたは10万円というその中身について伺います。

それから、同じ10ページで、同様に保育園・幼稚園等の助成金も必要だと思いますけれども、その運営状況の厳しさを、どのように認識されてるのか伺います。

それから、14ページの食材費助成金についてですけれども、子供の栄養と健康を守るために要求してきたもので歓迎します。この算出根拠について伺うのと、それからまた今後の物価上昇の状況によっては、助成金の追加の必要が出てくるということも考えられますけれども、その対応について伺います。

それから、12ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費ですけれども、ガソリンと重油と軽油と灯油とガスだけが対象だということですから、この物価の高騰、広範に及んでいるので、この施策だけでは十分とは言えないのではないかと思えますけれども、市内事業者の状況についての認識を伺います。

それから、ちょっと聞き違いなのか、補助上限額ですけれども、個人事業者は5万円って、先ほど答弁あったような気がするんですけども、法人は3万円から30万円だけけれども、個人事業者については、上限額は5万円ということになるのでしょうか。あまり、どうしてこんなに差がつくのか伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書の6ページ、8ページ、地方創生臨時交付金、また財政調整基金の関係でございますが、次の消費活性化事業への財源ということでございますが、現在、既に地方創生臨時交付金については、全て財源の充当をし尽くしたものであるという形になってございます。仮に東京都の補助金が交付されるということで確定した場合には、9月のほうに消費活性化事業を前倒しをするということでして、今のところそれ以外の財源ございませんので、事業費と東京都の補助金との差額については、財政調整基金を活用することで現在検討してるところでございます。

以上でございます。

○**介護保険課長（里見拓美君）** 補正予算書、10ページ、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所につきまして御質疑いただきました。

事業者におきましては、サービス提供に当たり、車の送迎、食事の提供及び電気・ガスを含めた施設の維持管理は必要になりますことから、原油価格・物価高騰の影響により、これらの経費負担が見込まれ、先々の状況も含めまして厳しい状況にあるものと認識しております。

2点目としまして、20万円と10万円で支給額が分かれているのはどうしてかという御質疑でしたが、原油価格・物価高騰による支援でございますので、提供するサービス内容により、支給金額を分けております。これは令和2年度に実施した助成金の支給も同様でございました。

以上でございます。

○**保育課長（関田孝志君）** 補正予算書、9、10ページ、保育施設の運営状況についてでございます。

現時点においては、物価高騰により、安定的な保育サービス等の提供について危惧するような相談はございません。一部施設では、光熱水費や食材料費等の高騰を受け、予算の見直しを検討しているところもございますことから、施設ごとに程度は違いがあるものの、物価高騰の影響を受けているものと認識してございます。

以上でございます。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 補正予算書、14ページ、学校給食食材料費高騰対応助成金に関しまして、金額の算出根拠についてでございますが、学校給食食材の価格につきましては、昨年と今現在の単価の違いから増加率を算出いたしまして、その増加率を令和3年度の実績にかけて算出したものでございます。

また、今後さらに物価が上昇した場合の対応についてでございますが、その上昇の割合等にもよりますが、活用できる特定財源の情報収集や、必要に応じまして、再度給食費を見直すための検討が必要になると認識してございます。

以上でございます。

○**産業振興課長（佐伯芳幸君）** 補正予算書、12ページ、中小企業者等燃料費支援事業補助金に関しての、まず金額についてでございますが、法人への金額は上限は30万円、下限は3万円からになります。個人事業主に対しましては、上限は5万円、下限額は3万円となっております。この中小企業と個人事業主との金額の差につ

きましては、個人事業主に対しましては、できるだけ広く、影響を受けている方に対しての燃料費ということで、金額は確かに低めに設定されてるといふふうに受け止めておるかもございませんが、一定の効果があるといふふうに考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 御答弁ありがとうございます。

それで、14ページの今の金額についてですけれども、個人になっているのか、法人になっているのかということで、その営業実態でいうと、個人商店で法人になっているところもあるし、ある程度の規模でも個人のところもあるということで、ちょっとこの5万円と30万円という開きについてはどうなのか、ちょっとそこら辺の判断、もう一度、伺いたいと思います。

それから、先ほど伺ったことで、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガスのみになってるといふことで、物価の高騰、広範に及んでるので、市内事業者の状況、どう考えてるのかという点、もう一度、伺いたいと思います。

○市民環境部長(田村美砂君) 補正予算書、12ページの中小企業者等燃料費支援事業補助金に係るところでございますけれども、個人と中小のその上限額の差というところでございますけれども、今回は企業規模の差から上限額には差をつけさせていただいております。こちらにつきましては、個人事業者の燃料費の使用状況なども参考にしながら、予算の範囲内で設定をしたというところでございます。

それから、どのような影響が、ほかにもあるのではないかとこのところでございますけれども、先ほど他の議員に答弁させていただいたところと重なりますけれども、今回、商工会などにも、参考に市内事業者で、どのような影響があったのかということで聞き取ったところで、銭湯、クリーニング店、飲食店、製造業、運送業など、特に影響があると思われる燃料に、今回は特化して補助対象とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長(関田正民君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

○4番(実川圭子君) 1点、ちょっと確認をしたいんですけども、補正予算書の10ページの介護サービス事業所に対する助成金なんですが、先ほどの御答弁だと事業に対してということなんですが、この助成金について何か、この使い道については限定するものなのかお伺いします。燃料費とか、光熱費とか、食料関係のものにしか使えないということではなくて、例えば消毒液を購入したりとか、日用品などについても使えるのかどうか確認させてください。

○障害福祉課長(大法 努君) 補正予算書、10ページでございます。こちらにつきましては、障害福祉サービス、あるいは介護サービスにおける助成ということでございますけれども、障害者あるいは要介護者、そうした方の日常生活の維持に不可欠なサービスでございます。新型コロナウイルス蔓延時におきましても、感染リスクを抱えながらサービスの提供をしていただきまして、真に支援が必要な方の利用者に対して障害者、あるいは要介護者の方の在宅生活を支えていただいたところでございます。

今回の燃料高騰費ということもございますが、そうしたサービスの継続に資する経費に充当していただけるものと認識してございます。

以上でございます。

○議長(関田正民君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一です。私は公明党を代表し、令和4年度東大和市一般会計補正予算（第3号）に対して、賛成の立場で討論をいたします。

昨年来の物価高に加えて、ロシアのウクライナ侵略と円安が追い打ちをかけ、原油や原材料が高騰し、物価上昇に歯止めがかかりません。その影響を調査するため、公明党は3月、国民生活総点検・緊急対策本部を設置し、全国で生活や事業経営に苦しむ方々に聞き取り調査をいたしました。まさに、小さな声を聞く力でございます。その結果を基に、政府に緊急提言をいたしました。

第3号補正予算では、質疑でも確認をさせていただきましたように、私ども公明党会派として求めてまいりました物価高騰対策と生活支援の拡充が、コロナの影響とともに物価高騰で苦しい状況を強いられている市民や事業者に、きめ細やかな支援策として数多く反映されていることを高く評価いたします。

保育施設等物価高騰対応助成金、学校給食食材料費高騰対応助成金では、食材料費や光熱水費等の高騰による負担軽減が図られ、給食の質の維持もでき、安定的な保育施設や、小・中学校の運営を支援することに加え、保護者の実費負担増を抑制するものであり、1人当たりの効果額は園児でおおむね1万円、児童・生徒で約3,200円との御説明でございました。今後とも安全・安心で子供たちが喜ぶ給食の提供をよろしく願いいたします。

介護サービス・障害福祉サービス事業所物価高騰対応助成金では、売上げが基本的に公定価格で定められ、価格転嫁ができない事業者にとって、とても重要な事業であります。コロナ禍の中で、御苦労いただいております方々を励まし、御苦労に報いるものと高く評価いたします。

中小企業者等燃料費支援事業補助金では、コロナ禍における燃料費高騰の影響を受けた事業者、農業者への支援事業として、令和4年1月から7月の燃料代を最大で30%支援する事業との御説明でありました。とても喜ばれ、期待できる事業であります。多くの事業者や農業者が対象となると思われしますので、申請し忘れないよう東大和市商工会とがっちり連携して、広く広報していただきますよう、よろしく願いいたします。我々も積極的にお知らせに歩かせていただきます。

最後に、尾崎市長のリーダーシップの下、毎日を精いっぱい生きる庶民への温かいまなざし、その視点を持ち続け、日々業務に励んでいただいている全ての市役所職員に、皆様に心から感謝申し上げ、公明党を代表しての賛成討論といたします。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第38号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第3号）に、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

本補正予算は、国が創設したコロナ交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、約2億4,000万

円のうち、1億9,441万5,000円を活用して、物価高騰の影響を受ける市内事業者等を支援するものであり、賛成です。介護事業者や障害福祉事業者への助成金が計上されました。日本共産党が繰り返し要求してきたものであり、歓迎します。

日本共産党市議団は、義務教育、無償なんだから給食費は無償にすべきと主張しています。今、食材費が高騰する下で、子供の栄養と健康を守るために学校給食の食材費助成を求めてきましたが、これも計上されました。食材費の価格の動向に注視しながら、今後も必要に応じて助成を拡充するよう求めます。また、給食費の値上げを行わないよう改めて求めます。

光熱費や食材費の高騰の下で、実費徴収の値上げをしないことを条件に、市内保育園や幼稚園等に助成することも必要な事業です。燃料費の高騰の影響を受けた事業者に、補助金を支給する施策も重要です。しかし補助対象が、ガソリン、重油、灯油、軽油、ガスに限定されています。小麦等の食材、電気代、物価高騰は広範囲に及んでおり、補助の一層の拡充、改善を求めます。

また、日本共産党が要求してきたコロナ危機下で売上げ減などの影響を受けた事業者に対する応援金支給など、影響を受けている広範な事業者への支援を求めます。

また、今回、予定されていた消費活性化事業の回数を増やすためとして、交付金4,605万3,000円を財政調整基金に積み立てました。一つの考え方ではありますが、先々の施策は次の交付金が決まった際に実施するとして、2億4,000万円の国からの交付金は、今直ちに困っている市民や事業者を、今、支援する。そのための施策に全額を投じるよう求めます。

最後に、日本共産党は、コロナ危機という重大な災害に際して、国や東京都の交付金の範囲にとどまらず、市の貯金を取り崩してでも、命と暮らしを守るために必要な施策をちゅうちょなく実施するよう求めてきました。この立場から、一層の施策の拡充を求めて討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第38号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 2 4第 6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情

日程第 3 4第 8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情

日程第 4 4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情、日程第3 4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情、日程第4 4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情、以上、陳情3件を一

括議題に供します。

以上3件につきましては、総務委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） ただいま議題に供されました陳情3件につきまして、総務委員会における審査経過の概要、並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情についてですが、この議案審査は令和4年5月11日に本委員会を開催し、行いました。審査においては、陳情内容を踏まえ、説明員の出席を求めず、直ちに自由討議を行いました。

その中で出た主な意見は次のとおりです。

陳情者の陳情趣旨等を拝見すると、一見して、誰が誰に何を求めているのかということが判然としない。陳情理由の1の文理解釈すれば義務はないことになる危険があるという主張についても、この危険が何を指しているのかは文章からは理解し兼ねた。

陳情理由の2で挙げている米国憲法修正第1条については、近代憲法の基本的概念を説明する際によく使われるようだが、法律は政府が国民を制御し、憲法は国民が政府を制御するという説明に用いられるものだ。また、陳情理由の3で挙げられている地方自治法第120条については、国は地方議会との関係で、議会に会議規則を設けることのみを義務づけたものであって、議会の自律権を踏み越えて介入するものではないというふう

に理解している。

地方自治法第14条2項の主語は、議会ではなく、普通地方公共団体であるため、陳情者の仮に該当する場合という仮定がそもそも成り立たないといった意見。また、陳情には文理解釈は危険である等といった内容が書いてあるが、まず条文の解釈においては、基本的に文理解釈が出発点になると思う。まず、条文解釈を文理解釈した上で、足りなければほかの解釈、いわゆる論理解釈といったものが後々必要になってくる。また、解釈技術のうちどれを選ぶかについては、その条文の趣旨も検討しなければならないため、一元的に文理解釈を否定してしまうというのは、非常に危険な考え方なのではないかと思う、といった、全て陳情に賛同できない旨の意見でした。

自由討議を終了した後、1名の委員から反対の立場で討論があり、その後、採決を行った結果、4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情は、不採択と決しました。

次に、令和4年6月10日に、本委員会を開催し、審査を行った4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情と、4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情について御報告します。

まず、4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情については、初めに当市の状況と、陳情で例として挙げられている羽村市の条例について、以下の3点を確認しました。

1点目は、東大和市の条例・規則上では、権利の得喪に関わる文書の規定は現在ないこと。2点目は、陳情趣旨にある「権利の得喪に関わる文書」の規定を加える必要性については、一般的にはそれぞれの文書が、権利の得喪に関わる文書であるかどうかというのは、その中身を読んだ上で、根拠法令によらないと判断ができないため、東大和市の文書管理規則に一括して位置づけられるものではないという解釈であること。

そして、陳情に例として挙げられている羽村市の規程では、文書主管課における收受文書類の取扱いとして、

「收受の日付が権利の得失又は変更に関係ある文書及び電報は、收受日付印の下に收受時刻を記入するとともに、取扱者の認め印を押し、さらに封筒のあるものには封筒にも同様の記入をし、文書に添付する」こととなっているが、このような規定がなくても支障がないことを確認しました。

その後の審査においては、陳情内容を踏まえ、説明員の出席を求めず、直ちに自由討議を行いました。

その中で出た主な意見は次のとおりです。

現状、今の状態で特に何も問題ないとすれば、いたずらに条例を変更する必要はないと思う。こういった法律や法令は簡便で明快な文書でもってあるというのが法律の在り方と考えるため、複雑なものをわざわざ載せる必要はないというもの。また、この陳情趣旨の意図がどこにあるのか、なかなか図りかねる点がある。この「権利の得喪に関わる文書」という言葉は、公文書等の管理に関する法律第4条の4号で、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯に係る文書だと記されている。陳情で指しているものが行政文書一般だと考えた場合、羽村市の文書管理規程には、権利の得失と規定があるため、東大和市でも条例・規則で権利の得喪に関する文書を規定する必要があるとも読めるが、東大和市文書管理規則の12条にも、羽村市と同様の定めを置いているため、新たに何かを定めなければならない理由があるとは思えないといった、全て陳情に賛同できない旨の意見でした。

自由討議終了後、討論はなかったため、直ちに採決を行った結果、4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情は、不採択と決しました。

次に、4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情の審査についてですが、この陳情につきましても、陳情内容を踏まえ、説明員の出席を求めず、直ちに自由討議を行いました。

その中で出た主な意見は、陳情趣旨を読むと聖域のない法整備とあるが、法ということ考えたときには、全ての法令がここに入ってくる形になり、聖域がないということは、歯止めがないということになってしまう可能性があり、危うい方向性をはらんでいる気もする。また陳情理由には、国家の最大の責務は、緊急時において、国民の命と生活を守ることとあるが、国家の最大の責務は、平時も含めて、常に国民の命と生活を守ることであり、この部分に関しては違和感があるというもの。

陳情趣旨、陳情理由から読み取れるのは、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国的な課題になっている中で、国会が建設的な議論に取り組むことを求めるという、非常に単純なことと思ひ、陳情に賛同するというもの。

この陳情では、緊急時における全ての法律の在り方について議論を促進することを求めるとされているが、陳情理由で挙げられている内容から判断すると、今、衆参両院の憲法審査会で議論されている緊急事態条項の制定を求めるものと解釈する。日本国憲法の全条項を遵守するという立場からは、この緊急事態条項の制定については、現時点では日本国憲法の下においては不要であり、民主的な統治にとっては有害でさえあるとも考えている。陳情で挙げられた緊急事態においても、現行憲法下、現行の法律で十分対応してきており、憲法を変えなければ対応できないという事態は全く見当たらないと思う。仮に今の法律で十分対応できていないことが明確になった場合は、新たに法律を改正すればいいと思うというもの。

聖域のない法整備というところは少し危険性があるという意見も出たが、基本、法治国家において法整備に聖域があるのかという疑問がある。陳情理由を読んでも、特段、何かこれが国民の生活を脅かすようなものではないと思う。また、こういった国に対するものは、国に任せればいいと思っはいるが、それを積極的な理由として反対をすることでもないというもの。

聖域が憲法であるというような解釈をされている意見もあるが、そう考えると憲法を改正すること自体ができないということは、法治国家としてはいかがなものか。国会が建設的な議論に取り組むということすらも否とするならば、憲法を守ると言っている一方で、憲法に違反すると考える。内閣に権限が集中する等の意見も出ているが、この陳情の内容については、そういったことは一切書かれていないので、少し類推解釈し過ぎではないかというもの。様々な各委員の立場でいろいろ御意見が述べられていると思うが、この陳情趣旨に書かれている国民の命と生活を守るために、国会において建設的な議論に取り組むよう求める意見書を出してもらいたいということに対しては、万人が望んでいることであって否定するのは難しい。

また、聖域のない法整備ということは、若干分かりにくいところはあるが、やはり法律は憲法の枠内で整備されるため、憲法の在り方も含めると、この陳情を受け止めている。既に国会で行われているという考え方もあるかと思うが、建設的な議論を促進するよという趣旨で意見書を出すことは、何ら問題ないのではないかというものなど、この陳情に対し賛否それぞれの意見が出されました。

自由討議を終了した後、1名の委員から反対の立場で討論があり、その後、採決を行った結果、4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情は、起立多数で採択と決しました。

なお、配付いたしました意見書は、陳情趣旨と自由討議の内容を踏まえ、正副委員長で文言整理を行ったものとなっております。

以上、総務委員会における陳情の審査経過、並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 日本共産党の森田真一です。4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情に対し、反対の立場で討論を行います。

本陳情は、緊急時に国民の命と生活を守るため、聖域のない法整備を行うことを求めています。聖域のない法整備は、改憲の発議を目的とする憲法審査会での改憲発議が含まれることは明らかです。憲法に非常事態条項を入れることや、9条改正が含まれるものと思います。実際に、この後、総務委員会から提案される意見書案では、ここで言う議論されるべき全ての法律の範囲をさらに拡張して解釈をし、陳情文にはない憲法も議論の対象に含めています。

私ども日本共産党は、日本国憲法の全条項を支持する立場を取っており、憲法改正についても第96条の規定に基づく改正発議を認めており、国民の間で憲法の在り方を議論することは、大いにされるべきであると考えます。しかし、今の国会で憲法審査会を動かすことは全く別の問題です。世論調査でも、多くの国民が望んでいない改憲の具体的作業を進めることとなります。日本共産党は、このため憲法審査会を動かすべきではない

と考えています。

私どもは、改憲や緊急事態条項の制定は、現時点で日本国憲法の下においては不要であり、民主的な統治にとっては、かえって有害でさえあると考えております。陳情理由に挙げられている項目に沿って、その理由を申し上げます。

第1に、新型コロナウイルス感染症や自然災害等への対応に関わってです。これらは既に災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、災害救助法など、現憲法下でも、現行の法律で十分対応しています。憲法を変えなければ対応できない事態は全く見当たりません。これらの災害等の場面で、実際にどのような事案で、現行憲法上の制約があったために必要な対応ができなかったケースがあったのか。具体的に立法事実が示されたものは、管見の及ぶところ見かけたことはありません。仮に今の法律で十分対応できないことが明確になった場合には、個々の法律を改正すればよく、実際に何度もそうされてきました。

また、本陳情は、被災した自治体の行政機能の停止を理由に、内閣への権限集中を求めています。これは阪神・淡路大震災の際に、自衛隊の災害出動が遅れたという議論を念頭に置いたものかと思えます。阪神・淡路大震災の際に、自身も被災者となった経験を持つ、元防衛大学校校長の五百旗頭真氏は、阪神・淡路大震災、発災の当日の午前中から被災した自治体と自衛隊との間で、現場レベルでの即応体制が整えられ、即時出動しており、いわゆる自衛隊の災害出動が遅れたというのは、神話であると証言をしています。

後の東日本大震災の際には、阪神・淡路大震災の際にあった不十分さもさらに大きく改善をし、自衛隊による救出者数は1万9,260人、阪神大震災の際の165名をはるかに上回る活躍ができたといえます。憲法上の制約や、緊急事態条項がなかったことよって、災害対応に支障があったというのは、まさしく神話であると言わざるを得ません。

2015年に日本弁護士連合会が、東日本大震災の被災3県の37市町村に対して実施したアンケートでは、災害対策・災害対応について、市町村と国の役割分担はどうすべきかとの質問に対し、市町村主導でと、19の自治体が答えたのに対し、国主導は1自治体にすぎませんでした。さらに、被災経験のある福島県弁護士会は、被災地の復興のために何よりも必要なのは、政府に権力を集中させるための法制度を新設するよりも、むしろ事前の災害・事故対策を十分に行うこととともに、既存の法制度を最大限活用することであると意見を表明しています。これらのことから中央政府に権限を集中させるのではなく、被災者に一番近い自治体である市町村に主導的な役割を与えることが、まず重要であることは明らかです。

第2に、内閣と内閣総理大臣に権限を集中させれば、権力の濫用が危惧され、民主的な統治システムを破壊することにつながりかねないという点についてです。緊急時における全ての法律の在り方を見直すということは、その帰結として、権限を内閣に集中させ、権力にとっては、国会による民主的統制も、裁判所による司法の統制もまどろっこしい手続的なものとして疎んじられ、独裁的な体制が最も機動的で効率がよいということになりかねません。

実際に、緊急事態条項は過去にも濫用されてきた歴史があります。ヒトラーは、ワイマール憲法の大統領の緊急命令の規定を根拠に、政敵の選挙集会の強制解散、機関誌の発禁処分、警察官の政敵への武器使用の容認などを行いました。多数のナチスの政敵を逮捕するなど、大統領非常権限に基づく緊急命令により、ヒトラーの独裁政権が樹立され、その後のユダヤ人の大量虐殺などの重大な人権侵害が行われました。

諸外国では、憲法に緊急事態条項を設けている国もあるのに、日本国憲法にはそれがないという議論があり

ます。それぞれの国によって、過去の歴史の違いから、緊急事態条項を設ける国もあれば、そうではない国もあります。G7ではドイツ、フランスにはありますが、アメリカ、イギリスなど、その他の国では設けていません。

日本国憲法では、敗戦に至るまでの歴史の反省を踏まえて、緊急事態条項を設けていないのです。1946年の衆議院で、当時の金森徳次郎国務大臣は、日本国憲法に緊急勅令、緊急財政処分、非常大権などの規定がない理由について問われ、1、民主政治を徹底させて、国民の権利を十分擁護するためには、非常事態に政府の一存で行う措置は、極力防止しなければならないこと。2、非常という言葉は口実に、政府の自由判断を大幅に残しておく、どのような精緻な憲法でも破壊される可能性があること。3、特殊の必要があれば、臨時国会を召集し、衆議院が解散中であれば、参議院の緊急集会を召集して対処できること。4、特殊な事態には、平常時から法令等の制定によって濫用されない形式で、完備しておくことができると答弁をしています。

すなわち、日本国憲法は、緊急事態に行政への権力の集中で対応するのではなく、あくまでも民主政治を徹底することにより対応すべきだとし、それが可能だとし緊急事態条項を設けなかったのです。ロシアや、中国などの国々の在り方を通じて、一部の権力者に権限を集中させ、その権限が独裁的に濫用された場合に、どのような事態になるのか、国際社会が今まさに、その重大な被害を被っていることは否定できない事実です。

この10年近い間に成立した法律を見渡して、どれをとってもおよそ憲法を遵守しようという姿勢が見られない政治が続いてきたことが分かります。憲法53条に基づく野党による臨時国会の召集を放置し、国会を開催しなかったこと。公文書管理法が言う、国民主権の理念にのっとりべき公文書管理では、一部の者の利害によって、隠蔽、改ざん、廃棄されることが常態化していること。憲法9条が個別的自衛権は認めても、集団的自衛権を認めていないとしてきた、それまでの政府見解を一切無視し、一夜にして閣議決定で変更したことは立憲主義の否定だと、国会前で多くの国民が取り囲みました。

秘密通信傍受法は、憲法第21条で定めた通信の自由を侵すおそれがある、その取締りの範囲すら国民からは分からない特定秘密保護法や、最近、成立した土地利用規制法、経済安全保障法による法治主義の否定、2013年の生活保護基準改悪は、違法な手段を弄して生活保護基準をゆがめ、社会保障費の削減と、憲法25条に基づくナショナルミニマムを破壊したものであったことが裁判で断罪されました。

私人の意見表明は別としても、まず政府与党自身が国会で憲法について論じるのであれば、憲法を忠実に守る政治姿勢に立って、初めて憲法論議の土俵に上られる資格があるのではないのでしょうか。今、挙げた例は、日本国憲法の3大原理、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義に由来をしています。手続的に改憲を進めていこうとすることはできたとしても、これらは条文の改正によって覆すことはできないというのが、憲法学の通説であることも申し上げておきます。

第3に、日本国憲法の平和主義は、ただ丸腰で平和を唱えていればいいという立場ではないということです。2国間の紛争を戦争に至る前に、当事国を含めた多国間での外交によって、どれだけ紛争解決の努力に注力しようとするのか、政治の側の構えこそが問われます。今、安倍元首相らが、台湾有事を念頭に核共有が必要だなどと言われています。しかし、核には核を、軍事には軍事をと、力による牽制を幾ら強化しても、安全保障のジレンマに陥り、事態をさらにエスカレートさせるばかりになることは、国際社会がロシアによるウクライナ侵略から得た教訓だと言われています。

読売新聞が、今年の3月から4月に行った憲法に関する世論調査では、今の憲法を改正したほうがよいと答えたのが60%であったのに対し、憲法9条の戦争放棄を定めた第1項を改正する必要はないと答えたのは80%、

また戦力不保持を定めた第2項については、必要があると答えたのは50%に対して、必要がないと答えたのは47%と伯仲しています。やはりどのような改憲論議になったとしても、平和憲法の骨格は変えることはできないと考える国民の意識が、ここに如実に表われているのではないのでしょうか。

私ども日本共産党は、これまでのヨーロッパやアジアの経験に学び、東アジアサミットの枠組みを北東アジアまで広げることで外交力を強化し、アジアでの平和構築を進めることを構想しています。これは日本国憲法前文で、「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあることを具体的に展開する立場です。

以上、述べてきたように、緊急事態において、独裁的な権限を内閣に与えるような、憲法、法律等の在り方の検討を求めることにつながる本陳情には、反対であることを表明いたしまして、討論を終わります。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 自由民主党の根岸聡彦です。私は自由民主党を代表して、4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情に、賛成の立場で討論を行います。

さて、緊急事態という言葉について広辞苑をひもとくと、①緊急の対策を講じなければならない事態。②大規模な災害または騒乱などに際し、治安維持のための特別措置を必要とし、内閣総理大臣が布告を発する事態と記されています。

陳情者は、陳情理由の中で、新型コロナウイルス感染症、東日本大震災をはじめとする首都直下地震や、南海トラフ地震といった地震災害、そして現在も収束の兆しが見えないロシアによるウクライナ侵攻といった国と国との争いを事例に挙げ、係る事態において国民の命と生活を守るといふ国家の責務を果たすために、国会において議論を促進することを求めるべく、そのための意見書の提出を求めているものであります。

新型コロナウイルス感染症に関して言えば、6月15日の新規感染者数は全国で1万6,592人、前週、同曜日比1,821人のマイナス。現在の感染者数は14万5,054人で、前日比2,341人の増となっています。オミクロン株は、デルタ株に比べ感染力が強いことから、比較的高い位置で安定している状況であると言えます。退院者数も891万8,747人と、前日比で1万4,228人増えており、現時点では感染を抑えることについて大きな成果を上げたとは言えない状況であると思いますが、コロナ対策が失敗であったと感じている人は少ないのではないかと考えております。

2年前に、この新型コロナウイルス感染症がパンデミックとなり、緊急事態宣言が発令された際に、まず取られたのは外出やイベントの自粛要請でした。その後、商業施設などに対して、休業要請がなされました。しかし、これらはいずれも命令ではないため強制力も、罰則もありません。そのため、何度要請を受けても休業しないパチンコ店や、知事らの度重なる要請を無視して強行された格闘技などの大型イベントなどもありました。またクラスターが発生した飲食店でも、休業を強制することはできませんでした。今回は新型コロナウイルス

感染症が取り上げられておりますが、将来において、その時点で治療法が確立されていない、毒性も感染力も強い症状のものが爆発的に拡大した場合には、強制的に外出を禁止したり、飲食店の営業を禁止するなどの措置を講ずる必要性が出てくることも想定されます。そのような状況に陥ったとき、現行の法制度の下で迅速かつ十分な対応が取れるのか。またその対応のために必要な権限が、政府なり地方自治体にどのような形で、どの程度与えられるべきものなのかといった議論は、当然に必要なになってくるものと思料いたします。

次に、地震災害ですが、日本は地震大国であります。陳情書には、地震災害以外の自然災害に対する記載はないため、風水害等の災害については割愛をさせていただきますが、世界中の活火山の10%が日本国内に存在し、しかもユーラシアプレート、北アメリカプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートという四つのプレートの上に位置している極めて地震による災害の発生しやすい国であります。このような環境の下、東日本大震災クラスの巨大地震が日本を襲った場合に、現在備えている対策だけで十分なのでしょうか。例えば東日本大震災のときには、一時的ではありましたが、企業によるガソリンの買い占めにより、ガソリンスタンドへの供給がなかなかなされず、スタンドの前に給油を求める車による長蛇の列ができたことは、皆さんも記憶に残っていると思います。

また被災地においては、財産権の保障のもと、瓦礫を処分するということでさえ、所有者の同意が必要とされ、瓦礫の撤去作業に大きな支障を来したという事例も多々あります。地震災害をはじめとする自然災害によって引き起こされる被害に、想定外があってはなりません。考えられる全ての被害について、的確な対応を取り、私たちの生命と財産を守ってもらえるよう、現在の法律上の不備をなくすべく、議論を尽くしていただく必要があると考える次第です。

外国からの侵略についてであります。これは極めてセンシティブな問題であり、慎重な対応が必要な案件であると理解しております。陳情理由の中で、ロシアによるウクライナ侵攻が述べられておりますが、これをいつまでも対岸の火事と捉えてよいのでしょうか。日本に関して言えば、外国からの領空侵犯に対するためのスクランブル発進の数は、2021年度は約1,000回で、7割が中国によるものだそうです。また同じ中国による領海侵犯も、最近では漁船にカムフラージュし、武器を搭載した船団が尖閣諸島の近海に出没しているという情報も出回っています。

国防に関することは国家機密となっているものが多いため、詳細は不明ですが、国を守ることが我々の生命、財産を守ることにつながっていることは明白であります。平和は世界中のほとんどの人が望んでいることですが、残念ながら自国の利益のために、他国への侵略を企てる国があることも事実であります。こうした状況をしっかりと理解し、平和を維持していくために、どのような対策が必要なのか、法律上の不備があるのかないのかといった点も含めて、しっかりとした議論を重ね、あらゆる事態を想定し、それぞれにおいて適切な対応が取れるよう、制度の構築が求められるべきものとする次第です。

るる申し述べさせていただきましたが、陳情趣旨にのっとれば、陳情者は国会において、緊急事態に関する審議を促進することを求めているものです。総務委員会におきましては、活発な議論が、自由討議がなされ、いろんな意見が出されたようではありますが、本陳情は憲法を含めた法律の改正を求めるものではありません。現在、我が国が直面している様々な事態に十分な対応をするため、適切な対応をするために、国会審議を促進することを求めているものであり、国会における議論を否定する理由はどこにもないと判断できます。

以上のことから、自由民主党を代表しての賛成討論といたします。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

[2 番 大后治雄君 登壇]

○2番(大后治雄君) 議席番号2番、大后治雄でございます。興市会を代表し、4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

さて、時局に鑑みるに、陳情者のパンデミック対策、災害対応、平和維持に対するお気持ちは十分理解できるものではありません。しかしながら、陳情趣旨にある聖域のない法整備の意味するところが、憲法や条約を含めた全ての法令は無論のこと、もしこれまで我が国が堅持してきた専守防衛や、非核三原則などのテーゼや原則など、一切合財を含めたものであるとすれば、歯止めのない危うい方向性をはらみそうな懸念があります。

また、陳情理由に、「国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにあります。」とありますが、緊急時のみならず、平時においても、国民の命と財産を守ることは国家の責務であろうと、私どもは考えますところから、本陳情の「緊急時」と限定していることには少なからず違和感があります。

以上のような懸念と違和感があることから、本陳情の全てには賛同しかねるため、残念ながらここでは反対せざるを得ません。

ただし、初めに述べましたとおり、陳情者の根本的な願意であろうパンデミック対策、災害対応、平和維持のための国会での建設的な議論を求めることにつきましては、十分に理解できますので、仮にただいま指摘した問題点が排除されるのであれば、意見書提出につきましては容認することも、やぶさかではないことを申し添え、討論いたします。

[2 番 大后治雄君 降壇]

[2 1 番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、やまとみどりの床鍋です。やまとみどりを代表して、4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場で討論を行います。

この陳情趣旨によれば、国民の命と生活を守るため、聖域のない法整備の議論を行うことを求めたものであります。先日開催された総務委員会の自由討議の中で、聖域のない法整備という文言について、これは憲法の改正や緊急事態法の制定を企図するもので、容認できないという意見がありました。そもそも民主主義による法治国家において、議論すらできない聖域というものが存在してるのでしょうか。もしあるとするなら、それこそ、それすら議論できないとするならば、日本国憲法第21条に掲げる言論の自由を脅かすことになってしまいます。憲法であっても、国民が望めば改正ができることは言うまでもないことです。

ただ、やまとみどりの考え方として、基本的人権を侵害するような有事立法を容認すべきでないという立場をとっておくということは、この場で明言しておきます。しかし、そのことと、そのような危険性があるから議論自体を行ってはならないということは、また別の話であります。どのような事案であれ、広く国民に問い、現在の法制度でいえば、国会で議論を行うということは至極当然であり、この陳情趣旨に賛成するものであります。

[2 1 番 床鍋義博君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

私は、陳情者が求めている、国会が建設的な論議に取り組むのは当然のことで、あえて意見書を出す必要はないと考えます。そもそもこの陳情は、緊急事態に迅速に、かつ適切に対応できるように国会で論議をするこ

とを求めています。このことは、権力を持つ国会が、総理大臣や内閣に大きな権限を与えることを進めるのではないかと懸念します。権力のある者が権限の範囲を広げて、行使できるように憲法や法律を変えるのは、大変危険で慎重にしなければなりません。本来は国民の議論が深まり、変えていくべき問題です。

それをコロナ感染症、震災、ロシアのウクライナ侵攻などを並べて取り上げて、国民の不安が漂う社会状況の中で進めていくことに、さらに不信感を抱きます。国と国の争いと、コロナ感染症や震災など、災害は別の問題です。災害対応などにおいて不十分な点は、現行法を見直し、世の中の不安を取り除くことに力を注ぐべきです。これらの問題をまとめて取り上げて、不安をあおり、権力を持つ者が、権力を権力者に集中し、武力行使の範囲を広げて国防力を高めるなど、最も危険な考えが見え隠れする議論に賛同はできません。

よって、本陳情に反対し、意見書を提出しないように求めます。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第8号陳情 市の条例・規則で「権利の得喪に関わる文書」の規定を加えることを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

4第10号陳情 緊急事態に関する国会審議を促進する意見書の提出を求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本件を採択と決めます。

日程第 5 4 第 7号陳情 議会に対する陳情書・請願書の受理通知の交付を求める陳情

日程第 6 4 第 9号陳情 東大和市議会会議規則に「陳情」が請願と同じ権利であることを明らかにすべく改正することを求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第5 4 第7号陳情 議会に対する陳情書・請願書の受理通知の交付を求める陳情、日程第6 4 第9号陳情 東大和市議会会議規則に「陳情」が請願と同じ権利であることを明らかにすべく改正することを求める陳情、以上、陳情2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、議会運営委員会委員長 東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） ただいま議題に供されました、議会運営委員会に審査を求められた2件の陳情に対する審査経過及び結果の御報告をいたします。

まず4第7号陳情 議会に対する陳情書・請願書の受理通知の交付を求める陳情に対する審査につきましては、令和4年5月12日に議会運営委員会を開催し、審査を行いました。

まず初めに、現在行われている本市議会における陳情等の受付の現状について、事務局から御説明していただきました。

陳情等の受付の現状については、一般事項の説明、次に陳情等の提出者の住所、氏名の取扱い、公開・非公開の有無などを説明し、その後、陳情等がどのような流れで審議されるのかを説明した後に、付託される委員会の正副委員長との面談の希望の有無を確認させていただいている。そして、最後に陳情提出者の御署名をいただいて終了。その後、陳情提出者には受付印を押し、写しを交付している。その後の対応については、付託する委員会などが決まった後、付託先の委員会での審査、本会議の審議後、こういった機会を捉えて、陳情者の希望に沿った形で、電話連絡等を行っているとの説明がありました。

この陳情に対する主な質疑は、以下のとおりです。

初めに、陳情提出者には、議会として受理印を押し陳情書が交付されているという認識でいいのかという質疑に対して、受理印という定義ではなく、收受印という言い方をしている。日付、そして通し番号が入った收受番号を押したものをコピーし、陳情者にお渡ししている。受理印という位置づけかどうかは微妙ではあるが、日付、個別の番号が振られたものをコピーし、お渡ししているとの答弁がありました。

次に、收受印を押ししたものを、請願もしくは陳情提出者にお渡しするということであるが、議会としてこれは受理してという形式が整っているので、受理したということかとの確認をしたいとの質疑に対して、一般的には、受理というのは処分行為なのかという理解等もある中ではあるが、基本的には議会事務局として、受付もしくは受領という形で收受印を押し、陳情者の方にお渡ししている。その受理なのか、受付なのか、受領なのかというところにはいろいろな見解があるが、形式が整っていれば受付をした上で対応しているとの答弁がございました。

次に、收受印を押し、收受してから番号が振られ、振られた段階で受理ということになっているが、それまでの間に判断行為があるのかとの質疑に対し、その間での判断行為はないとの答弁がございました。

次に、收受印には日付と番号が振られるということだが、收受印の番号とはどういう番号なのかとの質疑に対して、收受印に付された番号というのは、当然、請願、陳情書のみならず、議会事務局として、一般的な外

部から頂いた文書、もしくは市長部局から頂いた文書、このようなものに対して、受領した段階で通し番号を振っている。ですから、第何号陳情の何号の番号と、收受印で押された番号とは一致しないという理解であるとの答弁がありました。

次に、この陳情理由の1で、権利義務の得喪に関わるというところがあるが、陳情者もしくは請願者の権利義務の得失に関わらないという理解でいいのかとの質疑に対し、公文書等の管理に関する法律ということで、陳情理由に記載のとおり、第4条第1項第4号には、個人または法人の権利義務の得喪及びその経緯という掲載がある。陳情もしくは請願を出すことによって、いわゆる権利義務の得喪に関わると、この陳情者は見解を持っているが、私どもとしては、そのようなものはないという感覚を持っているとの答弁がございました。

次に、今の手続の方法で、收受印を押した写しを渡しているということだが、権利義務の得喪には、影響がない手続をしているという理解でいいのかとの質疑に対して、形としては受理通知という名称ではないが、受け付けた文書表を、そのまま收受印を押したものをコピーしてお渡ししている。正副委員長との面談等の希望、このような丁寧な対応を取らせているので、何らかの権利を侵害しているということには、当たらないと考えているとの答弁がありました。

次に、收受印を押してお渡しし、その後、陳情の受理番号を振るまでの間に、判断はないということだが、直接、何号陳情ですよということは、提出者にお知らせしているのかとの質疑に対して、窓口で受付受理の段階では番号が何になるか分からないので、特にお知らせはしていない状況であるとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を終了し、討論を終了し、起立により採決を行いました。採決を行った結果、起立なし、よって、本件を不採択と決しました。

次に、4第9号陳情 東大和市議会会議規則に「陳情」が請願と同じ権利であることを明らかにすべく改正することを求める陳情について、議会運営委員会における審査経過及び結果の報告をいたします。

本陳情につきましては、令和4年6月10日に議会運営委員会を開催し、審査を行いました。

まず初めに、東大和市議会における現在の陳情の取り扱いについて、事務局から説明していただきました。陳情の受付等の取扱いの現状については、東大和市議会会議規則第134条に、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するもの」と定められている。よって、窓口で陳情書を持参していただき、かつ書面上の提出要件が整っていれば、会議規則に基づき基本的には請願と同様に受け付け、委員会に付託し、審査を行っている。

なお、多摩26市においては、陳情はその写しを全議員に配付するのみで、審査を行わない市が複数あること、また議会運営委員会に、その取扱方法を諮った上で、取扱いを決定するとされているものの、実際には年間の陳情審査件数がゼロ件という市もあるということ、令和2年の東京都市議会議長会の調査により確認している。このことから、当市における陳情の取扱いは、他市と比較しても丁寧に対応しているものと考えているとの説明がありました。

本件については、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

自由討議の内容は、東大和市議会は、陳情についても丁寧に取扱っている。他市については、ホームページなどで、陳情は請願と同じ権利でないことを明らかにしていることについては、反論する必要はないが、今回の陳情の趣旨としては、陳情が権利であることを明記すべきだということなので、会議規則にきちんと明記することは道理なのではないかと思うとの発言が1名の方からありました。

自由討議を終了し、討論を終了し、起立により採決を行いました。

採決の結果、起立少数で、本件を不採択と決しました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。議長において、お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

4第7号陳情 議会に対する陳情書・請願書の受理通知の交付を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第9号陳情 東大和市議会会議規則に「陳情」が請願と同じ権利であることを明らかにすべく改正することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○15番（佐竹康彦君） 恐れ入ります。

ここで、一旦、休憩を取るよう動議を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（関田正民君） よろしいですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 委第2号議案 緊急事態に関する国会審議の促進を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第7 委第2号議案 緊急事態に関する国会審議の促進を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会において提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑を省略し、直ちに討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 委第2号議案 緊急事態に関する国会審議の促進を求める意見書に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

日本共産党は、憲法に基づく政治の実現の立場から、国会で旺盛に憲法について論じてきました。集団的自衛権行使は、合憲と憲法解釈を一夜にして変更してはばからない、自民・公明政権の立憲主義を踏みにじった姿勢を批判し、安保法制、共謀罪法など、違憲立法の廃止を求めてきました。公文書の隠蔽、改ざん、破棄が主権在民の土台を掘り崩す専制政治につながるものであることも指摘してきました。憲法に非常事態条項を定める必要はなく、危険でさえあることは、既に4第10号陳情に対する我が党議員の反対討論で指摘したところです。

9条改憲で専守防衛をかなぐり捨て、軍事対軍事の対応で、中国を相手にして軍拡競争へと突き進むことが日本を守る道ではなく、緊張を高め、戦争を手繰り寄せることになることは、ロシアのウクライナ侵略に至る経過から、真摯に学ばなくてはなりません。

今、国会で進んでいることは、一般的な憲法論議ではありません。改憲作業を具体的に進めるために、改憲発議を目的とする憲法審査会開催を強行していることです。自民党は、9条改憲や非常事態条項創設などを含む、改憲4項目を既に提示しています。世論調査でも、改憲を望む国民は圧倒的少数であるにもかかわらず、その点で改憲についての国民のコンセンサスも形成されていないにもかかわらず、憲法審査会をどんどん動かしている。これが現実に行き始めていることです。この動きをさらに促進する意見書に、賛成するわけにはいきません。

さらに、本意見書では、意見書提出を求める陳情にはなかった、憲法という文言をわざわざ追加し、市議会が前のめりに改憲論議を求めるものとなっていると解釈されても仕方がないものとなっている。この点についても指摘し、反対討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

委第2号議案 緊急事態に関する国会審議の促進を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 議第6号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程

○議長（関田正民君） 日程第8 議第6号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

議第6号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 議第7号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第9 議第7号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 議第7号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表して提案理由を説明します。

3月14日可決されたものと、同月末の市長専決処分による2回の国民健康保険税条例一部改正によって、基礎課税額の所得割が6.72%から7.07%に、均等割が3万3,500円から3万5,400円に、後期高齢者支援金等課税額の所得割が2.25%から2.35%に、均等割が1万1,000円から1万1,500円に、介護納付金課税額の所得割が2.16%から2.30%に、均等割額が1万2,800円から1万3,600円に引き上げられ、課税限度額は、基礎課税額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額が19万円から20万円に引き上げられました。国保加入世帯に対し5.52%、9,907万3,000円の値上げを課すものです。

日本共産党は、コロナ危機下で、市民の暮らしが厳しさを増していることから、また加入者の所得が低いのに保険税負担が重いという国保税の構造的課題解決に向かうという点からも、これらの値上げに反対するとともに、1人1万円の保険税引下げを求める予算組替え動議を提出しました。本条例は、コロナ危機の長期化、

ウクライナ危機に加えて、アベノミクスの失敗によって円安が進み、物価が急騰する中で、少なくとも値上げ分について中止することを内容としています。

また、3月14日の一部改正では、未就学児の均等割額を2分の1に軽減する改正が含まれています。均等割額の値上げを中止することで、当該条項の改正も必要となりました。東京商工リサーチが8日発表した5月の新型コロナウイルス関連の倒産は、54%増の191件で、2020年2月の調査開始以降、2番目の高水準となりました。物価の急騰がさらに地域経済と市民の暮らしの困難に追い打ちをかける状況になっています。

国も物価急騰対策として、今年度1回目のコロナ交付金の自治体への交付を決め、東大和市への交付額は約2億4,000万円となっています。一方で、国の財源で2億4,000万円の施策を市民に届け、別の手で1億円を市民から市の国保会計に吸い上げることとなります。今回の国保税値上げは、国保会計の基金を取り崩せば中止できるものです。

皆さんの賛同を呼びかけ、以下、読み上げて提案とします。

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「63万円」に改め、同条第3項ただし書中「20万円」を「19万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.07」を「100分の6.72」に改める。

第5条中「35,400円」を「33,500円」に改める。

第7条中「100分の2.35」を「100分の2.25」に改める。

第8条中「11,500円」を「11,000円」に改める。

第9条中「100分の2.30」を「100分の2.16」に改める。

第10条中「13,600円」を「12,800円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「63万円」に、「20万円」を「19万円」に改め、同項第1号ア中「24,780円」を「23,450円」に改め、同号イ中「8,050円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「9,520円」を「8,960円」に改め、同項第2号ア中「17,700円」を「16,750円」に改め、同号イ中「5,750円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「6,800円」を「6,400円」に改め、同項第3号ア中「7,080円」を「6,700円」に改め、同号イ中「2,300円」を「2,200円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「2,560円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,310円」を「5,025円」に改め、同号イ中「8,850円」を「8,375円」に改め、同号ウ中「14,160円」を「13,400円」に改め、同号エ中「17,700円」を「16,750円」に改め、同項第2号ア中「1,725円」を「1,650円」に改め、同号イ中「2,875円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「4,400円」に改め、同号エ中「5,750円」を「5,500円」に改める。

附則。

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

よろしくをお願いします。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔6 番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第7号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第10 議第8号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（関田正民君） 日程第10 議第8号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） それでは、議第8号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この条例は、平成25年12月議会で可決された一部改正のうち、別表1、第48条関係の家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額のみを改正するものです。市議会での市の答弁でも、東大和市のごみ袋代の単価は、26市の中で最も高い水準にあることを認めています。

私ども日本共産党は、元来、家庭ごみの有料化そのものには反対の立場ではありますが、諸物価の異常な高騰による市民生活への経済的な影響に配慮し、当面の市民の負担を少しでも軽減できる施策として、家庭ごみ

袋代の当面20%を値下げすることを提案をするものです。

この値下げ提案に必要な費用は、令和4年度予算のごみ袋代収入、1億9,750万円の20%である3,950万円となります。この間、毎年度、15億円前後の黒字決算で推移し、令和2年度は19億円の黒字となりました。多額の黒字を出し続けており、ごみ袋の2割値下げは十分可能であります。また他市の同様の改正事例では、改正後6か月の準備期間を設けていることから、それらを参照し、令和5年1月1日施行とするものです。

それでは、御手元の東大和市の廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案を読み上げて提案をいたします。

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例。

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年3月25日条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の欄中「家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額大1組（10枚入り）につき800円」を「家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額大1組（10枚入り）につき640円」に、同「中1組（10枚入り）につき400円」を「中1組（10枚入り）につき320円」に、同「小1組（10枚入り）につき200円」を「小1組（10枚入り）につき160円」に、同「特小1組（10枚入り）につき100円」を「特小1組（10枚入り）につき80円」とする。

附則。

（施行期日）。

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下、「新条例」という。）別表1の規定による手数料（指定収集袋で排出するものに限る。）の徴収、指定収集袋の交付その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、令和5年1月1日前に行うことができる、です。

以上です。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第8号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第11 議第9号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

○議長（関田正民君） 日程第11 議第9号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5 番（森田真一君） 議第9号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議について、説明をいたします。

これまでの類似の北朝鮮による一連のミサイル発射実験等のたびに、当議会は非難決議を上げてきました。本議案は、4月、5月に重ねて行われたミサイル発射に対する非難決議を提案するものであります。

北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイル発射は、同国の核兵器開発と弾道ミサイル関連のあらゆる活動を禁じた国連安保理決議への違反です。軍事対軍事のエスカレーションを招き、アジア地域と世界の平和と安定にとって、重大な危険をもたらしかねない行為です。

それでは、以下、御手元の決議案を読み上げて提案をいたします。

議第9号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議。

北朝鮮政府が、今年に入ってミサイル発射実験を繰り返していることは重大である。これらは、国際の平和と安全に深刻な脅威を及ぼし、地域と世界の平和と安定に逆行する極めて重大な行為であり、また北朝鮮に対し核開発の放棄並びに弾道ミサイル技術を利用したいかなる発射も行わないことを求めた国連安保理決議、6か国協議の共同声明、日朝平壤宣言にも違反する暴挙である。

東大和市議会は、これまでも北朝鮮が行った核実験の実施や長距離弾道ミサイル発射の計画・実施に際して繰り返し厳しく批判し、計画中止を求める決議や非難決議を行ってきた。

本市議会は、一連の軍事行動を厳しく糾弾するとともに、世界の恒久平和と東アジアの平和と安定を願い、北朝鮮政府に対し再び核実験や長距離弾道ミサイルの発射を行わないことを強く求め、また、北朝鮮政府が国連安保理決議を守り、6か国協議の共同声明に立ち返り、国際社会の責任ある一員としての行動をとるよう強く求めるものである。

また、日本政府が、日本国民の生命と安全を守る立場から、北朝鮮が非核化への道を歩むための圧力をかけるとともに、国際社会と協力して事態の平和的解決を図るよう求めるものである。

以上です。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第9号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例

○議長（関田正民君） 日程第12 議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） ただいま議題に供されました、議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例について、提出議員を代表し、提案理由の説明を行います。

本条例案は、市内在住の65歳以上、本人住民税非課税の方に、上限2万円で補聴器の購入補助を行うものです。高齢者の2人に1人は難聴であると推計されています。難聴がきっかけで会話を楽しむことができず、人とのつながりから遠ざかってしまう方は多くいます。コミュニケーションが減ることが、認知症のリスクを高めることも明らかになっています。

WHOは中等程度の難聴、41デシベル以上から補聴器をつけることを推奨しています。41デシベルというのは、基本的には聞こえるが、音域によっては会話が聞き取れない程度です。しかし、補聴器が高額であることが大きなハードルとなっています。補聴器の購入費は、補装具費支給制度による支援の対象となりますが、両耳聴力が70デシベル以上など、かなり重い難聴でなければ制度を利用できません。この間、都内でも高齢者の

補聴器購入費への助成を行う区市町村が増えています。難聴になっても高齢者が社会の中でつながりを持ち、生き生きと暮らしていくために、補聴器の購入補助がその一助となると考えることから、本条例案を提出するものです。

以下、読み上げて提案といたします。

東大和市高齢者補聴器購入費助成条例。

(目的)

第1条 この条例は、高齢者が補聴器の購入に要した費用（以下「補聴器購入費」という。）の全部又は一部を助成することにより、高齢者の外出及び地域交流を支援し、より良いコミュニケーションを確保するとともに高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補聴器購入費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する高齢者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (2) 一耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上であり、医師が補聴器の装用を必要と認める者であること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給を受けて補聴器を購入することができる者を除く。
- (3) 助成の申請をする日の属する年度（助成の申請をする日の属する月が4月から6月までの場合にあつては前年度とする。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この号において同じ。）が課税されていない者（区市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であること。

(補助の対象)

第3条 この条例による補助の対象となる助成経費として認める補聴器の台数は、一耳につき1台とし、その構造は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表の1の（5）に規定する基本構造を満たすものとする。

(助成の額等)

第4条 補聴器購入費の助成は1回に限り、当該助成の額は当該助成に係る補聴器の購入に実際に要した額とする。ただし、2万円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 補聴器購入費の助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、別に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

- (1) 難聴のため補聴器の装用が必要であることを証明する医師の診断書。
- (2) 補聴器購入費の支払をしたことを証する書類。
- (3) その者の市町村民税が非課税であることを証する書類又は市長が必要と認める書類。

2 前項の申請は、当該申請に係る補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、別に定めるところにより、補聴器購入費の助成の可否

を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補聴器購入費の助成をする旨の決定をしたときは、別に定めるところにより、当該決定を受けた者に当該決定に係る補聴器購入費を支給するものとする。

(助成の決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補聴器購入費の助成の決定を受けた者があるときは、当該決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則。

(施行期日)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。お諮りいたします。

ただいま付託いたしました議第10号議案を、閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第13 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第13 陳情の付託を行います。

6月13日、正午までに受理した陳情を御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を、閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第14 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第14、議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、御配付してあります議員派遣について、このとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時57分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 佐 竹 康 彦

署 名 議 員 上 林 真 佐 恵

署 名 議 員 中 野 志 乃 夫